令和８年度　長下施第１６２号

湖北北地区下水道管路調査委託業務

仕　様　書

長浜市下水道事業部下水道施設課

管　路　調　査　等　委　託　業　務

令和８年度　（ 委託番号　長下施第１６２号 ）

委託名称　湖北北地区下水道管路調査委託業務

委託場所　長浜市湖北今町　他

共通事項

１　一般事項は、下水道施設維持管理積算要領、下水道管路管理積算資料及び管路調査等委託業務仕様書によること。

特記事項

１　作業中の安全確保

近年、局地的な大雨が多発しているため、下水道管渠内水位の急激な上昇等に起因する危険性を十分に認識した上で、現場特性を事前に把握し、工事中止基準・再開基準および迅速に退避するための対応等について施工計画に記載すること。具体的な項目については次のとおり。

・工事中止基準　　・工事再開基準
・退避手順　　・安全器具等の配置
・情報収集と伝達方法　　・資機材の取扱い

下水道管路調査等委託業務

仕様書

第１章　　総　　則

１　適用範囲

（１）　この仕様書は、長浜市（以下「本市」という。）が管理する公共下水道管路内の調査工等に適用する。

（２）　図面及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先する。

（３）　仕様書、特記仕様書及び図面（以下「設計図書」という。）に疑義が生じた場合は、本市と受注者との協議により決定する。

２　用語の定義

この仕様書において、次の各号に揚げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　指示とは、本市の発議より監督職員が受注者に対し、監督職員の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。

（２）　承諾とは、受注者側の発議により受注者が監督職員に報告し、監督職員が了解することをいう。

（３）　協議とは、監督職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。

３　法令等の遵守

（１）　受注者は、調査を施工するにあたり、次に揚げる法律及びこれに関連する法令、条例、規則等並びに本市が他の企業等と締結している協定等を遵守すること。

ア　労働基準法　（昭和22年法律第49号）及び同法関連法規
イ　労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）　〃
ウ　消防法　（昭和23年法律第186号）　〃
エ　緊急失業対策法　（昭和24年法律第89号）　〃
オ　建設業法　（昭和24年法律第100号）　〃
カ　建築基準法　（昭和25年法律第201号）　〃
キ　港湾法　（昭和25年法律第218号）　〃
ク　毒物及び劇物取締法　（昭和25年法律第303号）　〃

ケ　道路法　（昭和27年法律第180号）　〃

コ　下水道法　（昭和33年法律第79号）　〃

サ　中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）　〃

シ　道路交通法　（昭和35年法律第105号）　〃

ス　河川法　（昭和39年法律第167号）　〃

セ　電気事業法　（昭和39年法律第170号）　〃

ソ　騒音規制法　（昭和43年法律第98号）　〃

タ　廃棄物の処理及び
　　清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）　〃

チ　水質汚濁防止法　（昭和45年法律第138号）　〃

ツ　酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）　〃

テ　労働安全衛生法　（昭和47年法律第57号）　〃

ト　振動規制法　（昭和51年法律第64号）　〃

ナ　環境基本法　（平成5年法律第91号）　〃

（２）　使用人に対する諸法令等の運用、適用は、受注者の負担と責任のもとで行うこと。

なお、建設業退職金共済組合及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、受注者の責任において行うこと。

４　提出書類

（１）　受注者は、契約締結後すみやかに次の書類を提出し、承諾を受けたうえ、調査に着手すること。

ア　着手届

イ　現場代理人及び主任技術者届

ウ　工程表

エ　職務分担表

オ　緊急連絡届

カ　清掃作業計画書

キ　清掃土砂運搬車両使用届

ク　酸素欠乏危険作業主任者届

〔酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証の写しを添付のこと〕

（２）　提出した書類の内容を変更する必要が生じたときは、ただちに変更届を提出すること。

（３）　受注者は、着手日から竣工日までの期間中、作業日報を毎日作成すること。

（４）　作業が完了したときは、すみやかに次の書類を提出すること。

ア　完了届

イ　出来高調書

ウ　作業記録写真

エ　完了図書一式

（５）　前記各項のほか、監督職員が提出するように指示した書類は、指示した期日までに提出すること。

５　官公署への手続き

受注者は、契約締結後すみやかに関係官公署等に調査に必要な道路使用、交通制限等の届出又は許可申請を行い、その許可等を受けること。

６　現場体制

（１）　受注者は、契約締結後すみやかに現場代理人、並びに清掃の技術及び経験を有する主任技術者を定めるとともに、現場に主任技術者を常駐させて、所定の業務に従事させること。

（２）　管路内の作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させ所定の業務に従事させること。

（３）　受注者は、善良な作業員を選定し、秩序正しい作業を行わせ、かつ、熟練を要する作業には、相当の経験を有する者を従事させること。

（４）　受注者は、適正な作業の進捗を図るとともに、そのために十分な数の作業員を配置すること。

７　下請負人の届出

（１）　受注者は、作業の一部を下請させる場合で、本市がその下請負人の届出の提出を求めたときは、着手に先立ち、下請負人使用状況届により、下請負人の名称、下請負の種類、期間、範囲等及び下請負人に対する指導方法等について届け出ること。

作業期間中に、下請負人を変更する場合も同様とすること。

（２）　作業の実施にあたって、著しく不適当であると認められる下請負人は、交替を命ずることがある。

この場合、受注者はただちに必要な措置を講ずること。

８　地先住民等との協調

（１）　受注者は、作業を実施するにあたり、地先住民等に作業内容を説明し、理解と協力を得ること。

（２）　受注者は、地先住民等からの要望、若しくは地先住民等との交渉があったときは、遅滞なく監督職員に申し出て指示を受け、誠意を持って対応し、その結果をすみやかに報告すること。

（３）　受注者は、いかなる理由があっても、地先住民等から報酬、又は手数料等を受けてはならない。

なお、下請負人及び使用人等についても、上記の行為の内容について十分監督指導すること。

（４）　使用人等が前項の行為を行ったときは、請負人がその責任を負うこと。

９　損害賠償及び補償

（１）　受注者は、下水道施設に損害を与えたときは、ただちに監督職員に報告し、その指示を受けるとともに、すみやかに現状復旧すること。

（２）　受注者は、作業にあたり万一、注意義務を怠ったことにより第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償の全責任を負うこと。

10　工程管理

（１）　受注者は、あらかじめ提出した工程表にしたがい、工程管理を適正に行うこと。

（２）　予定の工程と実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて、作業の円滑な進行を図ること。

（３）　受注者は、毎月末、出来高報告書及び清掃土砂発生量報告書により、作業の進捗状況を監督職員に報告すること。

（４）　日程の都合上、履行期間に含まれていない日（祝日、休日等）に作業を行う必要がある場合は、あらかじめその調査内容、調査時間等について監督職員の承諾を得ること。

11　作業記録写真

受注者は、次の各項に従って作業記録写真を撮影し、作業が完了したときは工種ごとに行程順に編集したものを作業記録写真帳に整理し、完了届に添付して監督職員に提出すること。

（１）　撮影頻度

ア　地上点検工

人孔１か所毎に撮影し、１か所当り５枚を標準とする。

（人孔蓋表面、人孔蓋裏面、人孔内部、上流管口、下流管口）

※人孔蓋撮影時には、耐荷重・製造年・メーカーを確認して報告すること。

イ　カメラ調査

５メートル当り３枚を標準とする。

（２）　人力又は機械の別による作業状況を、背景を入れて撮影すること。

（３）　写真には作業件名、撮影場所、撮影対象及び受注者名を明記した黒板を入れて撮影すること。

（４）　一枚の写真では作業状況が明らかにならない場合は、貼り合せること。

（５）　写真は、原則としてカラー写真とし、その大きさはサービス版とする。

第２章　　安　全　管　理

１　一般事項

（１）　受注者は、公衆災害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分に講ずること。

（２）　作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨、出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じておくこと。

（３）　事故防止を図るため、安全管理については、清掃作業計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。

２　安全教育

（１）　受注者は、作業に従事するものに対して定期的に当該作業に関する安全教育を行い、作業員等の安全意識の向上を図ること。

（２）　受注者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について特別な教育を行うこと。

３　労働災害防止

（１）　現場の作業環境は、常に良好な状態を保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。

（２）　マンホール等に出入りし、またはこれらの内部で作業を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有害ガス等の有無を作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講ずるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。

なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督職員が提示を求めた場合はその指示に従うこと。

（３）　作業中、酸素欠乏空気や有害ガス等が発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、監督職員及びその他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により適切な措置を講ずること。

（４）　資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置すること。

４　公衆災害防止

（１）　作業中は、常時、作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。

（２）　作業現場には、下水道管路内清掃工と明示した標識等を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。

（３）　作業区域内には、交通誘導員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。

（４）　作業に伴う交通処理及び保安対策は、この仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。

（５）　前項の対策に関する具体的事項については､関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督職員に提出すること。

５　その他

（１）　受注者は、作業にあたって下水道施設又はガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。

（２）　万一、事故が発生したときは、緊急連絡体制に従い、ただちに監督職員及び関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な措置を講ずること。

（３）　前項の通報後、受注者は事故の原因、経過及び被害内容を調査のうえ、その結果を書面により、ただちに本市に届け出ること。

第３章　清　　掃　　工

１　一般事項

（１）　受注者は、清掃作業計画書に作業箇所、作業順序等を定め、事前に監督職員に報告したうえで作業に着手すること。

（２）　作業にあたっては、管口を傷めないようにガイドローラ等を使用する等、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分注意すること。

（３）　作業にあたり、仮締切を必要とする場合には、監督職員の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起こらない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとすること。

ただし、上流に溢水が生じる恐れがあるときは、ただちにこれを撤去すること。

（４）　受注者は、作業にあたり騒音規制法、振動規制法等の公害防止関係法令に定める規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。

（５）　受注者が、監督職員の指示に反して作業を続行した場合及び監督職員が事故防止上危険と判断した場合等は、作業の一時中止を命ずることがある。

（６）　作業にあたり、道路その他の工作物を土砂等で汚損させないこと。万一汚損させたときは、作業終了の都度洗浄・清掃すること。

（７）　作業終了後は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業場所の清掃に努めること。

２　清掃工

（１）　作業時間、作業範囲等

作業にあたっては、道路使用許可条件を厳守して実施すること。

（２）　土砂等の流下防止

作業にあたって、下流側に土砂等を流出させてはならない。万一、下流側に土砂等を流出させた場合は、影響区間の流出土砂等を受注者の責任で取り除くこと。

（３）　土砂等の積み込み、運搬

１）受注者は、作業にあたって、十分な運搬車両を配置すること。

２）運搬車両は、事前に本市に届け出を行うこと。

３）運搬車両は、その使用にあたって、土砂等の流出・飛散、並びに臭気の漏えいの恐れのない構造の車両とすること。

４）積み込みにあたっては、土砂等の飛散により、通行者及びその他の工作物を汚損させないように措置を講ずること。

５）土砂等の運搬にあたっては、水切りを十分に行い、途中で落下しないように措置を講ずること。

６）土砂等の運搬にあたっては、積載超過のないようにすること。

（４）　機械による清掃作業

１）高圧洗浄車の使用にあたっては、高圧により、管渠を損傷することのないよう、吐出圧に留意すること。

２）高圧洗浄車に使用する洗浄水は、受注者で用意し、費用は本委託費に含むこと。

第４章　調　　査　　工

１　一般事項

（１）　受注者は、「調査工計画書」に調査箇所、調査順序を定め、事前に監督職員に報告したうえで作業に着手すること。

（２）　受注者は、調査にあたり騒音規制法、振動規制法等の公害防止関係法令に定める規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。

（３）　受注者が、監督職員の指示に反して調査を続行した場合および監督職員が事故防止上危険と判断した場合等には、調査の一時中止を命ずることがある。

（４）　調査にあたり、道路その他の工作物を土砂等で汚染させないこと。万一汚染させたときは、調査終了の都度洗浄・清掃すること。

（５）　調査終了後は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、調査箇所の清掃につとめること。

２　調査工

（１）　調査工計画書

受注者は、調査にあたり、事前に下記事項を記載した調査工計画書を監督職員に提出すること。

ア　調査概要

イ　現場組織（職務分担、緊急連絡体制等）

ウ　調査計画（調査方法、実施工程表）

エ　安全計画（保安対策、道路交通の処理方法、管路内と地上との連絡方法酸素欠乏空気、有毒ガス対策方法）

オ　その他（本市監督職員の指示する事項）

（２）　調査器材

調査に使用する器材は、常に点検し、完全な整備をしておくこと。

（３）　調査時間

調査にあたっては、道路使用許可条件を厳守すること。

（４）　目視による調査

調査する場合は、マンホール内を十分な照明のもとに土砂等の堆積状況、管路の布設状況、侵入水、内部のクラック、側壁・目地のずれ、足掛け金物およびコンクリートの腐食、足掛け金物の欠損本数、蓋の磨耗度、蓋のガタつき・蓋違いの有無等のマンホール内の不良個所を調査し、写真撮影を行うものとする。写真は、調査月日、異状内容、発生場所等を明記した黒板を入れて、カラーで撮影すること。

（５）　テレビカメラによる調査

ア　調査にあたっては、あらかじめ当該調査箇所を洗浄し調査の精度を高めること。なお、洗浄に高圧洗浄車を使用する場合の洗浄水は受注者で確保すること。

イ　本管の調査は原則として上流から下流に向けてテレビカメラを移動させながら行うこと。

ウ　本管の調査にあたっては、管の破損、継手部の不良、クラック、取付け管口等に十分注意しながら全区間撮影（カラー）し、ＤＶＤデイスクに収録すること。異状箇所および取付け管口等の必要箇所については側視撮影（カラー）し、鮮明な画像をＤＶＤデイスクに収録すること。

エ　本管内の異状箇所の位置表示は、上流側マンホール中心の距離とし、正確に測定すること。

オ　取付け管部の異状箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とする。

カ　管内に異常が発見された場合は、ＤＶＤデイスク等と別にモニターから写真撮影（カラー）を行うものとする。

　これらの撮影内容および方法の変更は、事前に監督員と協議し、承諾を受けなければならない。

キ　調査区間内のマンホール調査項目は、内径800㎜未満の目視調査内容によること。

（６）　異状時の処置

　調査の続行が困難となったときは、ただちに監督職員に報告し、指示を受けること。この場合においても、上下流から調査する等調査の完遂に努め、その原因状況を把握すること。

３　調査条件

本調査委託業務調査は、不明水の発生源を特定することにより、今後の維持管理等の効果的な効率化を図ることを目的としているため、調査条件として、調査日の前日若しくは当日に２㎜／時以上の雨量が２時間以上予測される時に実施すること。

なお、調査時の雨量についても報告書に明示すること。（滋賀県土木防災情報システム 観測所名：虎姫）

４　報告書

（１）　調査結果は、別添「調査工報告書記載要領」により報告書を作成し、提出すること。

（２）　調査結果をテレビモニターからＤＶＤデイスクに収録する場合は、指定の一般用ＤＶＤデイスクに収録すること。

なお、提出するＤＶＤデイスク、写真には、件名、地名、人孔番号、路線番号、継手番号、管径、距離等をタイプ表示すること。

（３）　調査結果の判定基準については、表１によること。

（４）　納品する図書は下記のとおりとする。

ア　報告書（２部）

イ　不良箇所写真帳

ウ　ＤＶＤデイスク

エ　その他監督職員の指示するもの

第５章　　そ　　の　　他

１　作業の完了

作業を完了し、所定の成果品が提出された後、本市検査員の検査をもって完了とする。

２　検査

（１）　受注者は、中間検査及び完了検査に立会うこと。

（２）　受注者は、検査のために必要な資料（日報、写真、完了図書等）を、検査員の指示に従い提出すること。

３　その他

（１）　設計図書に、特に明示していない事項であっても、作業の実施上当然必要なものは、受注者の負担において処理すること。

（２）　調査において異常等が発見された場合には、今後の対応等について、監督員と協議すること。また、修繕等が必要な場合には、適切な修繕方法について提案等を行うこと。

（３）　その他特に定めのない事項については、すみやかに監督職員に報告し指示を受けて処理すること。

管路内調査工報告書記載要領

１　一般事項

（１）　報告書は、この要領にしたがい作成すること。

（２）　様式は、Ａ４判横書とし、図面は縮尺、寸法を明記し製本すること。

（３）　表紙には、調査年度、調査番号、調査件名、調査期間、発注者名、受注者名等を記入すること。また、背表紙にも調査年度、調査番号、調査件名、受注者名等を記入すること。

２　記載事項

報告書は、下記の事項について内容を明記すること。

ア　調査目的

イ　調査概要

ウ　案内図

エ　調査箇所図

オ　調査総括表

カ　調査集計表

キ　調査記録表

ク　考察

ケ　調査記録写真

コ　台帳システム連携用CSVデータ　※1

※1：台帳システム連携用のCSVデータは別表2の仕様に従うものとする。

表1　調査判定基準(案)

	項目＼ランク		A	B	C
スパン全体で評価	1)管の腐食		鉄筋露出状態	骨材露出状態	表面が荒れた状態
	2)上下方向のたるみ	管きょ内径700㎜未満	内径以上	内径の1/2以上	内径の1/2未満
		管きょ内径（700㎜以上1650㎜未満）	内径の1/2以上	内径の1/4以上	内径の1/4未満
		管きょ内径（1650㎜以上3000㎜以下）	内径の1/4以上	内径の1/8以上	内径の1/8未満

	項目＼ランク		a	b	c
管一本ごとに評価	3)管の破損	鉄筋コンクリート管等	欠落	軸方向のクラックで幅2㎜以上	軸方向のクラックで幅2ミリ未満
			軸方向のクラックで幅5㎜以上		
		陶管	欠落	軸方向のクラックが管長の1/2未満	－
			軸方向のクラックが管長の1/2以上		
	4)管のクラック	鉄筋コンクリート管等	円周方向のクラックで幅5㎜以上	円周方向のクラックで幅2㎜以上	円周方向のクラックで幅2㎜未満
		陶管	円周方向のクラックでその長さが円周の2/3以上	円周方向のクラックでその長さが円周の2/3未満	－
	5)管の継手ズレ		脱却	鉄筋コンクリート管等： ：70㎜以上 陶管：50㎜以上	鉄筋コンクリート管等： ：70㎜未満 陶管：50㎜未満
	6)侵入水		噴き出ている	流れている	にじんでいる
	7)取付け管の突出し		本管内径の1/2以上	本管内径の1/10以上	本管内径の1/10未満
	8)油脂の付着		内径の1/2以上閉塞	内径の1/2未満閉塞	－
	9)樹木根侵入		内径の1/2以上閉塞	内径の1/2未満閉塞	－
	10)モルタル付着		内径の3割以上	内径の1割以上	内径の1割未満

表２：台帳システムインポート用CSVデータ仕様

①テレビカメラによる調査結果

No	設定項目	項目説明	データ型	データサイズ	入力例	必須項目
1	管渠キー	調査対象管渠の管渠キー	文字列	22	3602070001360207000200	●
2	上流人孔番号		文字列	10	3602070001	
3	下流人孔番号		文字列	10	3602070002	
4	業務名	TV カメラ調査の業務名	文字列	255	○○号○○地区管路調査業務委託	
5	調査場所	TV カメラ調査の調査場所	文字列	255	○○町地内	
6	調査業者	TV カメラ調査の調査実施業者	文字列	255	○○株式会社	
	調査年度	TV カメラ調査の調査実施年度	年	―	2025/ /	
7	調査日	TV カメラ調査の調査実施日	年月日	―	2025/ /	
8	調査方法	TV カメラ調査の調査方法	文字列	255		
9	占用位置	占用位置	文字列	50	国道	
10	TV 調査方向	TV 調査方向	文字列	50	下流からの調査	
11	人孔間延長	人孔間延長	実数	8 (2)	95.78	
12	管本数	調査した管の本数	整数	10	40	
13	管不良数	不良箇所のあった管の本数	整数	10	5	
14	調査不可数	調査できなかった箇所数	整数	10	0	
15	逆勾配	逆勾配箇所（勾配の値が負）の数	整数	10	0	
16	マンホール本体部での逆段差	下流側の管口に対し上流側の管口が低い位置にある場合の段差（m）	実数	8 (2)	0.15	
17	取付管数	取付管数	整数	10	0	
18	継手数	継手数	整数	10	0	
19	備考	備考	文字列	255	下流からの調査	
20	緊急度	緊急度	コード	―	1 （コード） 1:Ⅰ ／ 2:Ⅱ ／ 3:Ⅲ	
21	管の腐食 A	ランク A の箇所数	整数	10	1	
22	管の腐食 B	ランク B の箇所数	整数	10	0	
23	管の腐食 C	ランク C の箇所数	整数	10	0	
24	上下方向のたるみ A	ランク A の箇所数	整数	10	0	
25	上下方向のたるみ B	ランク B の箇所数	整数	10	0	
26	上下方向のたるみ C	ランク C の箇所数	整数	10	1	
27	管の破損 a	ランク a の箇所数	整数	10	1	
28	管の破損 b	ランク b の箇所数	整数	10	0	
29	管の破損 c	ランク c の箇所数	整数	10	0	
30	管のクラック a	ランク a の箇所数	整数	10	1	
31	管のクラック b	ランク b の箇所数	整数	10	0	
32	管のクラック c	ランク c の箇所数	整数	10	0	
33	管の継手ズレ a	ランク a の箇所数	整数	10	0	
34	管の継手ズレ b	ランク b の箇所数	整数	10	0	
35	管の継手ズレ c	ランク c の箇所数	整数	10	0	

No	設定項目	項目説明	データ型	データサイズ	入力例	必須項目
36	偏平ａ	ランクａの箇所数	整数	10	0	
37	偏平ｂ	ランクｂの箇所数	整数	10	0	
38	偏平ｃ	ランクｃの箇所数	整数	10	0	
39	変形ａ	ランクａの箇所数	整数	10	0	
40	変形ｂ	ランクｂの箇所数	整数	10	0	
41	変形ｃ	ランクｃの箇所数	整数	10	0	
42	浸入水ａ	ランクａの箇所数	整数	10	0	
43	浸入水ｂ	ランクｂの箇所数	整数	10	0	
44	浸入水ｃ	ランクｃの箇所数	整数	10	0	
45	取付け管の突出しａ	ランクａの箇所数	整数	10	0	
46	取付け管の突出しｂ	ランクｂの箇所数	整数	10	0	
47	取付け管の突出しｃ	ランクｃの箇所数	整数	10	0	
48	油脂の付着ａ	ランクａの箇所数	整数	10	1	
49	油脂の付着ｂ	ランクｂの箇所数	整数	10	0	
50	油脂の付着ｃ	ランクｃの箇所数	整数	10	0	
51	樹木根侵入ａ	ランクａの箇所数	整数	10	0	
52	樹木根侵入ｂ	ランクｂの箇所数	整数	10	1	
53	樹木根侵入ｃ	ランクｃの箇所数	整数	10	0	
54	モルタル付着ａ	ランクａの箇所数	整数	10	0	
55	モルタル付着ｂ	ランクｂの箇所数	整数	10	1	
56	モルタル付着ｃ	ランクｃの箇所数	整数	10	0	
57	その他ａ	ランクａの箇所数	整数	10	0	
58	その他ｂ	ランクｂの箇所数	整数	10	1	
59	その他ｃ	ランクｃの箇所数	整数	10	0	
60	不良発生本数ａ	ランクａの箇所数	整数	10	0	
61	不良発生本数ｂ	ランクｂの箇所数	整数	10	1	
62	不良発生本数ｃ	ランクｃの箇所数	整数	10	1	
63	腐食_集計	ランク A、B、C 判定	コード	10	1 （コード） 1:A ／ 2:B ／ 3:C	
64	上下方向のたるみ_集計	ランク A、B、C 判定	コード	10	2 （コード） 1:A ／ 2:B ／ 3:C	
65	不良発生率_集計	ランク A、B、C 判定	コード	10	3 （コード） 1:A ／ 2:B ／ 3:C	
66	指示書番号	システム管理用項目	整数	10	(空欄)	
67	データ更新日付	データ更新日付	年月日	ー	（空欄）	

※必須項目は必ず登録すること。また、入力するデータの型・サイズは本仕様に準拠すること。

②目視による調査結果

No	設定項目	項目説明	データ型	データサイズ	入力例	必須項目
1	調査人孔番号		文字列	10	3602070001	●
2	人孔種別		コード	10	1号マンホール	
3	占用位置		文字列	50	車道	
4	道路管理者		文字列	50	市道	
5	酸素濃度		実数	8(1)	20.9	
6	硫化水素濃度		整数	10	0	
7	足掛金物数		整数	10	８	
8	実施年度		文字列	255	2004	
9	業務番号		文字列	50	1−11	
10	業務名称		文字列	255	○○地区管路調査業務委託	
11	業務位置		文字列	255	○○町地内	
12	開始年月日		年月日	ー	2025/ /	
13	終了年月日		年月日	ー	2025/ /	
14	調整部状況	ランクA・B・C判定	コード	ー		
15	斜壁_腐食A・B・C	ランクA・B・C判定	コード	ー		
16	斜壁_破損A・B・C	ランクA・B・C判定	コード	ー		
17	斜壁_クラックA・B・C	ランクA・B・C判定	コード	ー		
18	斜壁_隙間・ズレA・B・C	ランクA・B・C判定	コード	ー		
19	斜壁_浸入水A・B・C	ランクA・B・C判定	コード	ー		
20	斜壁_木根侵入A・B・C	ランクA・B・C判定	コード	ー		
21	直壁_腐食A・B・C	ランクA・B・C判定	コード	ー	1	
22	直壁_破損A・B・C	ランクA・B・C判定	コード	ー		
23	直壁_クラックA・B・C	ランクA・B・C判定	コード	ー	（コード） ・1:A ・2：B ・3：C	
24	直壁_隙間・ズレA・B・C	ランクA・B・C判定	コード	ー		
25	直壁_浸入水A・B・C	ランクA・B・C判定	コード	ー		
26	直壁_木根侵入A・B・C	ランクA・B・C判定	コード	ー		
27	直壁_タルミA・B・C	ランクA・B・C判定	コード	ー		
28	足掛金物_腐食・劣化状況	ランクA・B・C判定	コード	ー		
29	インバート状況	ランクA・B・C判定	コード	ー		
30	臭気	ランクA・B・C判定	コード	ー		
31	油脂・モルタル・土砂等の堆積状況	ランクA・B・C判定	コード	ー		
32	指示書番号	システム管理用項目	整数	10	（空欄）	
33	データ更新日付	データ更新日付	年月日	ー	（空欄）	

※必須項目は必ず登録すること。また、入力するデータの型・サイズは本仕様に準拠すること。

③マンホール蓋調査結果

No	設定項目	項目説明	データ型	データサイズ	入力例	必須項目
1	調査人孔番号		文字列	10	3602070001	●
2	管理番号		整数	10	1	
3	蓋設置年度		年	―	2020	
4	蓋製造年度		年	―	2020	
5	メーカー		文字列	255	○○株式会社	
6	耐荷重		文字列	255	T-15	
7	実施年度	点検実施年度	年	50	2025	
8	実施年月日	点検実施年月日	年月日	―	2025/ /	
9	内容	点検内容の概要	文字列	255		
10	金額	維持管理に要した費用	文字列	255		
11	以降の対策有無	有無コード	コード	―	1 （コード） ・1:有 ・2:無	
12	対策内容		文字列	255	修繕	
13	特記事項		文字列	255	○○会社に修繕を依頼	
14	場所		文字列	255	○○町地内	
15	点検担当		文字列	255	○○主査	
16	亀裂	有無コード	コード	―	1 （コード） ・1:有 ・2 無	
17	沈下		コード	―		
18	陥没		コード	―		
19	溢水		コード	―		
20	周辺状況		文字列	255		
21	外観劣化	有無コード	コード	―	1 （コード） ・1:有 ・2：無	
22	がたつき		コード	―		
23	表面摩耗		コード	―		
24	蓋・受け枠間の段差		コード	―		
25	周辺舗装の損傷		コード	―		
26	蓋・周辺舗装の段差		コード	―		
27	臭気発生		コード	―		
28	腐食状況		文字列	255	腐食あり	
29	備考		文字列	255		
30	指示書番号	システム管理用項目	整数	10	（空欄）	
31	データ更新日付	データ更新日付	年月日	―	（空欄）	